

議員提出第5号

「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域指定基準を早期に定めることを求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年 3月21日

提出者 吉川市議会議員 安田 真也

賛成者 吉川市議会議員 中嶋 通治

〃 野口 博

〃 小野 潔

〃 稲葉 剛治

吉川市議会議長 松 澤 正 様

提案理由 口 頭

「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域指定基準を早期に定めることを求める意見書

昨年6月、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が、全会一致で可決成立しました。本法律では、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係わる指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域）で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、家庭・学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取り組みの支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策等、必要な施策を講ずるものとするとなっております。早急な対策が求められるところですが、未だに指定地域基準が明確化されておられません。

よって下記を強く要望します。

記

- 1、「支援対象地域」指定の基準を早急に策定すること。
- 2、「支援対象地域」指定の基準は、国会の審議やICRP（国際放射線防護委員会）の公衆被曝限度を踏まえ、より科学的な根拠に基づきながら策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

埼玉県吉川市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣
復興大臣
文部科学大臣